

# ○大府市環境基本計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 大府市環境基本計画を策定するため、大府市環境基本計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大府市環境基本計画の策定に関すること。
- (2) その他大府市環境基本計画を策定するために必要なこと。

(組織)

第3条 市民会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 事業者の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は、市長が行う。

2 委員長は、市民会議の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。